

## 平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児及びその家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図るため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第5条の規定に基づき実施する平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下、「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」及び「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

2 この要綱において「児童」とは、市長が事業の利用を決定した医療的ケア児をいう。

3 その他の用語については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び関係法令の例による。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、平塚市とする。

2 市長は、事業の実施に当たっては、市と委託契約を締結した、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の訪問看護を行う事業所又は法第20条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者（以下「訪問看護ステーション等」という。）に委託して行うこととする。

### (対象者)

第4条 この事業を利用できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する医療的ケア児の家族とする。

- (1) 平塚市内に住所を有する者
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活している者
- (4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としている者

### (事業内容)

第5条 この事業は、市から委託を受けた訪問看護ステーション等が児童の自宅で訪問看護サービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。ただし、訪問看護ステーション等がサービスを提供できないと判断した場合はこの限りでない。

### (利用時間)

第6条 利用時間は、医療的ケア児1人につき1年度内において、48時間（年度途中からの申請の場合、利用の決定月から3月までの残月数（利用決定月を含む。）に4を乗じた時間）を利用限度とする。

2 1年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(利用申請)

第7条 当事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、「平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 主治医の訪問看護指示書（写）

(2) 訪問看護計画書（写）

(利用決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、利用の可否を決定し、「平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定（変更）通知書」（第2号様式）により申請者に通知するものとする。なお、不承認の場合には、「平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業不承認通知書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 有効期間は、利用決定日から利用決定日以後の最初の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第9条 前条の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第8条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、「平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書」（第1号様式）に変更事項を証する書類（写）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

(利用の方法)

第10条 利用者がこの事業を利用するときは、利用者が直接訪問看護ステーション等に依頼するものとし、決定通知書を事業者に提示し、訪問看護ステーション等と利用契約を締結しなければならない。

2 前条により、利用の決定内容の変更について決定を受けた場合も同様とする。

(利用決定の取消)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該利用者の利用決定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する事業の対象となる者の要件を欠いたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用決定を取り消す必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、「平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用取消決定通知書」（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

(委託料)

第12条 市長は、児童が、訪問看護ステーション等から別表に定める支払対象経費となる看護（以下、「委託対象訪問看護」という。）を受けたときは、委託対象訪問看護に要した費用について、別表で定める支払額を限度として、児童及び家族に代わり、訪問看護ステ

ーション等に委託料を支払うものとする。

2 市長は、訪問看護ステーション等が、本事業に係るサービスの提供に当たって、児童の主治医から事前に、別表に定める支払対象経費となる医師指示書の交付を受けたときは、医師指示書の作成に要した費用について、別表で定める支払額を限度として、訪問看護ステーション等に委託料を支払うものとする。

3 訪問看護ステーション等は、毎月10日までに前月分の事業の実施に係る児童別の「平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書」（第5号様式）を添えて当該実績に対する委託料を「平塚市医療的ケア児在宅レスパイト事業請求書」（第6号様式）により市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、適正と判断される場合は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（委託料の返還）

第13条 市長は、訪問看護ステーション等が虚偽その他の不正な手段により前条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、訪問看護ステーション等に対して事業の委託料の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（費用の負担）

第14条 利用上限を超える訪問看護費や他に発生する費用等（登録料やキャンセル料等）については、利用者と訪問看護ステーション等との定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

（記録帳簿等）

第15条 訪問看護ステーション等は、提供したサービスの内容を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、サービスを提供した日の属する年度の翌年度から起算して10年間これを保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

別表（第12条関係）

| 支払対象経費                                                     | 支払額                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問看護ステーション等が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く。）に係る経費 | <p>単価は、30分当たり4,500円とする。（30分未満は30分に切上げとする。）</p> <p>ただし、児童1人につき、1年度当たり48時間を上限とする。（年度途中の申請の場合は、利用の決定月から3月までの残月数（利用決定月を含む。）に4を乗じた時間）を利用限度とする。）</p> |
| 訪問看護ステーション等が児童の主治医から事前に医師指示書（健康保険法の適用対象となるものを除く。）の交付を受ける経費 | <p>交付に要した実費とする。</p> <p>ただし、1回当たり3,000円を上限とする。</p> <p>児童1人につき、1年度あたり2回を上限とする。</p>                                                               |

※単価は、消費税及び地方消費税を含む。